

さいたま市告示一覧

令和4年2月16日から
同月28日まで

【目次】

- | | | |
|-------|--------------------------|------------------------------|
| 第284号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第285号 | 町又は字の区域の変更 | 【市民局区政推進部】 |
| 第286号 | 市が実施する一般競争入札 | 【消防局警防部警防課】 |
| 第287号 | 市が実施する一般競争入札 | 【消防局警防部警防課】 |
| 第288号 | 告示した事項の訂正 | 【環境局資源循環推進部資源循環政策課】 |
| 第289号 | 公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請 | 【経済局商工観光部商業振興課】 |
| 第290号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第291号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局市立病院病院経営部医事課】 |
| 第292号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市戦略本部デジタル改革推進部】 |
| 第293号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】 |
| 第294号 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第295号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認 | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |
| 第296号 | 施設等利用費の支給に係る施設又は事業の確認の辞退 | 【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】 |
| 第297号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局健康科学研究センター保健科学課】 |
| 第298号 | 市が実施する一般競争入札 | 【見沼区役所区民生活部総務課】 |
| 第299号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第300号 | 市が実施する一般競争入札 | 【環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課】 |
| 第301号 | 市税の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所納税課】 |

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

第302号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第303号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第304号	市が実施する一般競争入札	【財政局契約管理部契約課】
第305号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第306号	屋外広告物の保管	【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
第307号	屋外広告物の保管	【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】
第308号	都市公園の供用開始	【都市局都市計画部都市公園課】
第309号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所納税課】
第310号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局南部市税事務所納税課】
第311号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第312号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第313号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第314号	市が実施する一般競争入札	【教育委員会事務局学校教育部教育研究所】
第315号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
第316号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第317号	開発行為に関する工事の完了	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第318号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第319号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室】
第320号	市が実施する一般競争入札	【保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室】
第321号	市が実施する一般競争入札	【消防局警防部指令課】
第322号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

- 第323号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第324号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第325号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第326号 一般競争入札の中止の告示
【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】
- 第327号 特定計量器の定期検査の実施
【経済局商工観光部経済政策課】
- 第328号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
- 第329号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
- 第330号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第331号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第332号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第333号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の辞退の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第334号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第335号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第336号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第337号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の休止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第338号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

- 第339号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第340号 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の廃止の届出
【保健福祉局福祉部生活福祉課】
- 第341号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第342号 公共下水道の供用及び下水の処理の開始
【建設局下水道部下水道総務課】
- 第343号 告示した事項の訂正
【財政局契約管理部契約課】
- 第344号 告示した事項の訂正
【財政局契約管理部契約課】
- 第345号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】

さいたま市告示第284号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年2月22日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
2月 12日	猫	大宮区高鼻町	雑種	メス	黒	5～8歳	無	負傷動物長毛 左耳Vカット
2月 13日	猫	北区本郷町	雑種	メス	三毛	5～8歳	無	負傷動物
2月 14日	猫	中央区下落合	雑種	メス	キジ	2～5歳	無	負傷動物 左耳Vカット

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第285号

町の区域を変更することについて（令和4年さいたま市告示第269号）告示した事項について、次のとおり訂正する。

令和4年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

新	旧
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、さいたま市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更することを告示する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、さいたま市内の町の区域を別紙変更調書1及び変更調書2のとおり変更することを告示する。

さいたま市告示第286号

消防局広報車（7人乗りハイブリッド車）2台の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防局広報車（7人乗りハイブリッド車）2台の賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

(3) 車 両

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に、業種「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 履行期間において、仕様書の内容を遵守し、確実に業務履行できること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対して入札説明書等を交付するものとする。

なお、交付方法は郵送又は電子メール送信を用いるので、交付を希望する者は次の担当課に受付期間内に電話連絡をすること。

さいたま市消防局警防部警防課 電話 048（833）7394

(1) 受付期間

公告の日から令和4年2月28日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

なお、最終発送日時は令和4年2月28日（月）午後5時とする。

(2) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 提出方法

書留郵便（一般書留、簡易書留）による郵送とする。

(3) 受付期間

入札説明書等の交付を受けた日から令和4年3月7日（月）まで。

受付期間内に必着のこと。

(4) 送付先

郵便番号330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課装備係 担当者宛て

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送とする。

(2) 交付（発送）日

令和4年3月8日（火）

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1ヶ月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札参加者は、入札説明書に定める必要書類を令和4年3月17日（木）までに、上記4(4)の送付先まで書留郵便（一般書留、簡易書留）により郵送すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の5以上を納付すること。
ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金を納付した場合は納付書を入札書に同封すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月18日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局5階 警防本部室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課（さいたま市消防局5階）

電話 048（833）7394

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の10以上を納付すること。
ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 本件契約締結については、令和4年度さいたま市一般会計予算が、令和4年3月31日までにさいたま市議会において可決されることを条件とする。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第287号

消防局広報車（5人乗りハイブリッド車）3台の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

消防局広報車（5人乗りハイブリッド車）3台の賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

(3) 車 両

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）に、業種「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 履行期間において、仕様書の内容を遵守し、確実に業務履行できること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対して入札説明書等を交付するものとする。

なお、交付方法は郵送又は電子メール送信を用いるので、交付を希望する者は次の担当課に受付期間内に電話連絡をすること。

さいたま市消防局警防部警防課 電話 048（833）7394

(1) 受付期間

公告の日から令和4年2月28日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

なお、最終発送日時は令和4年2月28日（月）午後5時とする。

(2) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 提出方法

書留郵便（一般書留、簡易書留）による郵送とする。

(3) 受付期間

入札説明書等の交付を受けた日から令和4年3月7日（月）まで。

受付期間内に必着のこと。

(4) 送付先

郵便番号330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課装備係 担当者宛て

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送とする。

(2) 交付（発送）日

令和4年3月8日（火）

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1ヶ月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札参加者は、入札説明書に定める必要書類を令和4年3月17日（木）までに、上記4(4)の送付先まで書留郵便（一般書留、簡易書留）により郵送すること。

(2) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の5以上を納付すること。
ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金を納付した場合は納付書を入札書に同封すること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月18日（金）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局5階 警防本部室

(4) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号

さいたま市消防局警防部警防課（さいたま市消防局5階）

電話 048（833）7394

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数（60ヶ月）を乗じた額の100分の10以上を納付すること。

ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 本件契約締結については、令和4年度さいたま市一般会計予算が、令和4年3月31日までにさいたま市議会において可決されることを条件とする。

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第288号

さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例（平成19年さいたま市条例第14号）第12条の規定に基づき、次のように定め、併せて路上喫煙禁止区域内喫煙禁止除外場所を定める件（平成24年さいたま市告示第922号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月16日

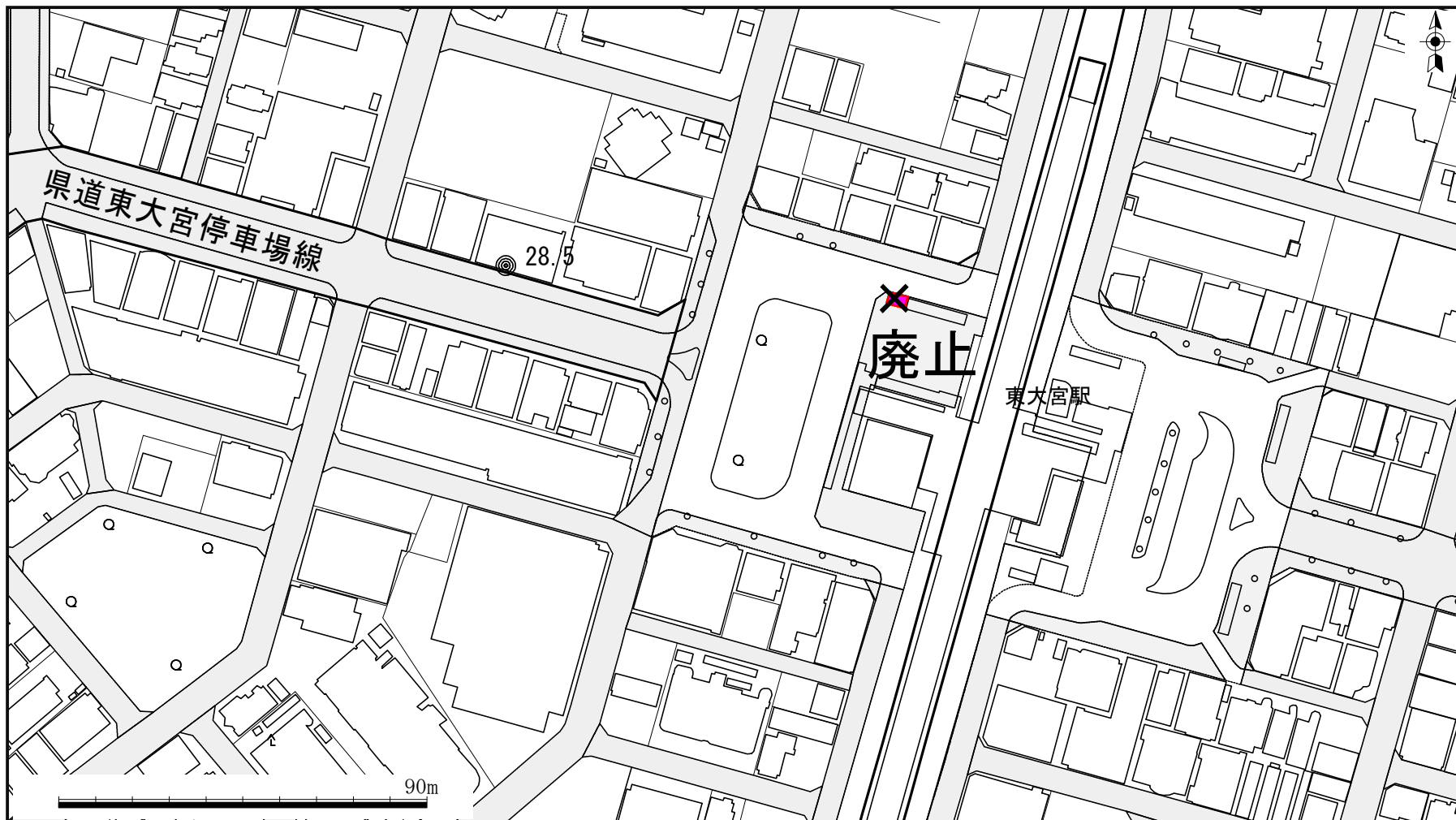
さいたま市長 清水 勇 人

表東大宮駅周辺喫煙禁止除外場所の項を次のように改める。

喫煙禁止除外場所	喫煙禁止除外場所の範囲	効力が生ずる日
東大宮駅西口周辺喫煙禁止除外場所	別図のとおり	令和4年3月2日

別図2を次のように改める。

別図（東大宮駅西口周辺 喫煙禁止除外場所）



 喫煙禁止除外場所

さいたま市告示第289号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

盆栽春まつり開催事業業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和4年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

盆栽春まつり開催事業業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区

(3) 業務概要

大宮地域にちなんだ芸術文化であり、世界盆栽大会の会場に多くの来場者を集めた盆栽を活用し、北区の大宮盆栽村周辺で行われる大盆栽まつりと同日に氷川参道周辺において集客イベントを開催することで、相乗効果による誘客の促進をはかり、地域経済の活性化を図る内容とする。詳細については要求事項のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年6月30日（木）まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「イベント・催事」又は「その他」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間

がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p069497.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和4年3月8日（火）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和4年3月2日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 048（829）1364

(4) 提出方法

持参又は郵送。詳細は実施要領による。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月9日（水）午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和4年3月11日（金）を目途に行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p069497.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- イ 業務行程表
- ウ 業務経歴書
- エ 業務の実施体制調書
- オ 見積書

(2) 提出期間

令和4年3月7日（月）から令和4年3月9日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送。詳細は実施要領による。

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、盆栽春まつり開催事業業務業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

メールアドレス shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp

さいたま市告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月17日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字釣上新田字二番道395番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年7月21日
第開 - N2021047号
- 4 検査済証番号
令和4年2月16日
第完 - N2021047号

さいたま市告示第291号

さいたま市立病院公金の集金及び両替業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院公金の集金及び両替業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院 外

(3) 業務概要

さいたま市立病院（以下「病院」という。）における患者負担分の領収金等の指定金融機関への搬入、預入れを行うとともに、釣銭用現金を両替する業務等を行う。

詳細については、仕様書のとおり。

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の公告日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

に、業務「警備」又は「運送・運行」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降、現金の輸送等に関する本件と内容をほぼ同じくする契約を締結の上、株式会社埼玉りそな銀行に現金等を搬入する業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
担当 吉田 電話 048（873）4168

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月4日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)に規定する契約実績を証するための契約書の写し等の書類

ウ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月9日（水） 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、3(2)の書類提出時において返信用封筒に94円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付ける。

6 競争入札参加資格の有無の再確認

競争入札参加資格を有しない旨の確認結果を通知された者は、令和4年3月14日（月）までにさいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課に競争入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 現場説明会

現場説明会は実施しない。

8 契約の仕様等の詳細に関する質問の受付

競争入札参加資格を有すると認めた者は、業務内容等の詳細について質問がある場合は質問書を提出することができる。

(1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 提出方法

持参又はFAX

(4) 質問に対する回答の期限及び方法

令和4年3月9日（水）までにFAXにより回答する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 競争入札参加資格の確認

ア 競争入札参加資格を有する旨の確認結果の通知書を持参すること。

イ 競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札時点において2の要件を満たさない場合は入札に参加することができない。

(3) 代理人による入札

代理人により入札をする場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

競争入札参加資格を有する旨の確認結果を通知された者であっても、入札を辞退することができる。ただし、入札を辞退する場合は、入札日時までに辞退する旨の書面を提出すること。

(5) 独占禁止法等法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に違反する行為を行ってはならない。

(6) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日（火） 午前10時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院 別館2階 会議室2

(7) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 入札が不調であった場合

ア 再度入札は1回限りとする。

イ 初度入札に参加しなかった者及び初度入札で無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

(9) その他

ア 入札の日時に遅刻した者は、入札に参加することができない。

イ 入札に付した入札書については、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(10) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

9(6)イに同じ

(11) 最低制限価格

設定しない。

(12) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(13) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(14) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課
電話　048（873）4168　FAX　048（874）7613

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 支払条件

(1) 暦月を単位として、翌月以降受託者の請求に基づき当月分の委託料を支払うものとする。

(2) 詳細については、落札決定後に落札者と協議する。

12 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後に、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部医事課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第292号

さいたま市多機能ミーティングボード機器等賃貸借（R3年度追加分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市多機能ミーティングボード機器等賃貸借（R3年度追加分）

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年3月30日から令和8年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 業務効率化・インフラ担当 電話 048（829）1103

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月4日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の取り扱い

ア 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書は返却しない。

イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月7日（月）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の1

00分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）午後4時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月11日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1103 FAX 048(829)1969

(8) 業務を担当する課

7(7)に同じ

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

(2) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第293号

さいたま市高齢者大学事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市高齢者大学事業業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区桜木町1-185-2 のびのびプラザ大宮3階さいたま市シニアユニバーシティ活動ステーション外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は人口20万人以上の地方公共団体と、生涯学習の講座等の開催に係る業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課セカンドライフ支援センター

担当 渡邊 電話 048(881)8627

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月8日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月15日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月23日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月23日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048（829）1259 FAX 048（829）1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第294号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 2月10日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 30台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/07	南浦和駅西口	不明	HT21D01825		
2022/02/07	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7381750	B7E50129		
2022/02/07	武蔵浦和駅	不明	S7K028948		
2022/02/08	武蔵浦和駅	埼玉県警21-214181320	A21AF16822		
2022/02/10	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8017967	A17MI21618		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/07	大宮駅東口	埼玉県警21-214225697	SVI318228		
2022/02/07	東大宮駅東口	栃木県警30-57469	F60142795		
2022/02/07	大和田駅	埼玉県警16-6165577	61C8712		
2022/02/08	大宮駅東口	埼玉県警19-191931416	B8K35522		
2022/02/08	大宮駅東口	千葉県警コ-2?5078	TY200403431		
2022/02/08	土呂駅東口	埼玉県警17-7428773	S4K26527		
2022/02/08	東大宮駅西口	幸23-0458340	SSK338321		
2022/02/08	七里駅	埼玉県警21-214230593	A21AF26341		
2022/02/10	大宮駅西口	埼玉県警19-194960905	J018095001		
2022/02/10	宮原駅西口	埼玉県警20-204550085	ZXL2059243		
2022/02/10	東大宮駅東口	埼玉県警19-192781523	STC307890		
2022/02/10	今羽駅	埼玉県警17-7480757	G27G01715		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/07	浦和駅西口	万世橋A-79051	WBK705948N		
2022/02/07	北浦和駅東口	埼玉県警21-210210229	SUD057781		
2022/02/07	北浦和駅東口	埼玉県警19-191698967	SVTA12782		
2022/02/07	北浦和駅東口	埼玉県警14-4443268	H6E02967		
2022/02/07	与野駅東口	埼玉県警19-193767192	STG005364		
2022/02/08	浦和駅東口	埼玉県警21-215083640	STUDF25753		
2022/02/08	浦和駅西口	埼玉県警02-2500012	SCE08899		
2022/02/08	北浦和駅東口	埼玉県警21-212320110	F21272632		
2022/02/10	北浦和駅東口	埼玉県警21-211029773	A20AL40937		
2022/02/10	北浦和駅西口	埼玉県警21-211586087	A21AC03615		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/08	岩槻駅	茨城県警察D-489280	H8F34141		
2022/02/08	東岩槻駅	不明	K50522527		
2022/02/08	東岩槻駅	埼玉県警14-4534067	FS4C0899		

合計: 30台

さいたま市告示第295号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
金井 美穂
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称
金井 美穂
 - (2) 所在地
(省略)
- 3 確認の年月日
令和3年12月22日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設
- 5 子ども・子育て支援法施行規則（平成24年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

※法第7条第10項第5号に掲げる事業（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の預かり保育）
の場合に限る。

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

さいたま市告示第296号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
特定非営利活動法人 Village	こびっと	さいたま市中央区 鈴谷3-12-15 平和工業第2ビル 202号室	令和3年12月31日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
乗峰 菜陽	乗峰 菜陽	（省略）	令和3年12月30日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示第297号

さいたま市健康科学研究センターコピー・ファクス複合機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市健康科学研究センターコピー・ファクス複合機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日から過去5年間において、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と本件と同種同程度以上の賃貸借に係る契約の実績（履行中のものも含む。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
担当 総務企画係 電話 048(840)2250

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月7日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月8日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価（60か月）で行う。入札金額は、賃借料及びにプリント料の単価より5年間にかかる合計金額（税抜）を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター3階会議コーナー

(3) 入札保証金

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月14日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
電話 048(840)2250 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第298号

さいたま市見沼区役所構内電話交換機設備賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市見沼区役所構内電話交換機設備賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市見沼区堀崎町12-36 見沼区役所

(3) 借入期間

令和4年6月1日から令和10年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和元年4月1日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体において、同種同規模の契約を2件以上締結し、履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p087054.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月4日（金）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」と

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和4年3月4日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市見沼区堀崎町12-36 さいたま市見沼区役所区民生活部総務課
担当 防災・総務係 電話 048(681)6013

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和4年3月10日（木）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

- ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。
- イ 単価（月額）で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 6(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

(2) 入札書の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和4年3月16日（水）

イ 送付先

〒337-8586 さいたま市見沼区堀崎町12-36
さいたま市見沼区役所区民生活部総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月17日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市見沼区堀崎町12-36 見沼区役所3階B会議室

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 最低制限価格

設定しません。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市見沼区堀崎町12-36 さいたま市見沼区役所区民生活部総務課
電話 048（681）6013 FAX 048（681）6160

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市見沼区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字佐知川字後谷 833 番 1、833 番 3、833 番 4、833 番 5、833 番 6、833 番 7、833 番 8、833 番 9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目 26 番 11 号

一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

3 許可番号

令和4年1月13日

第変 2N2021095 号

4 検査済証番号

令和4年2月17日

第完 - N2021095 号

さいたま市告示第300号

さいたま市不法投棄等防止夜間監視業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市不法投棄等防止夜間監視業務

(2) 履行場所

さいたま市全域

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に「警備（機械警備業務を除く）」で登載され資格審査数値が80以上の者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成31年以降に国又は地方公共団体において「さいたま市不法投棄等防止夜間監視業務」と同規模の契約実績があり、これらを誠実に履行していること。

(7) 支店又は本店の所在地が市内であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-21ときわ会館地下1階
さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課
担当 監視係 電話 048(829)1609
 - (2) 交付期間
告示の日から令和4年2月24日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
告示の日から告示の日から令和4年2月24日（木）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
告示の日から令和4年2月28日（月）午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当す

る金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月2日（水）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21ときわ会館3階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月2日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電話 048(829)1337 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区6-4-21ときわ会館地下1階
さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課
電話 048(829)1609 FAX 048(829)1933

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

要

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 特記事項

本契約は、地方自治法第234条の3に基づく、長期継続契約により契約を締結する。従って、令和4年度のさいたま市歳入歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合、本契約を変更または解除する場合がある。

10 問い合わせ先

さいたま市浦和区6-4-21ときわ会館地下1階

さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

電話 048(829)1609 FAX 048(829)1933

さいたま市告示第301号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税（普徴） 督促状

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 電話 048（646）3043

さいたま市告示第302号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事（R4市道第10号線）（ゼロ債）」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本告示日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本告示日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることが

できる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-4465-47
入札方法	一般競争入札（電子）
参加形態	単体企業
工事名	スマイルロード整備工事（R4市道第10号線）（ゼロ債）
工事場所	さいたま市中央区鈴谷4丁目地内外
履行期間	契約確定の日から令和4年7月29日まで
概要	概算数量発注方式 延長128.0m 幅員6.2m～6.5m 舗装打換え工 舗装版破碎

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

	805㎡ 下層路盤（t=29cm）805㎡ 上層路盤（t=25cm）805㎡ 基層（t=7cm）805㎡ 中間層（t=7cm）805㎡ 表層（t=5cm）805㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿掲載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-4456-50								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	鈴谷歩道橋補修工事（ゼロ債）								
工事場所	さいたま市中央区鈴谷5丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和4年9月30日まで								
概要	断面修復工一式 橋梁塗装工一式 舗装打換工一式 橋面防水工一式 足場工一式								
予定価格（税込）	26,994,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年3月8日（火）午前9時から								

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

開札の場所及び日時		令和4年3月9日（水）午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4468-17							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		田島ゲートポンプ交換工事（南河R4）（ゼロ債）							
工事場所		さいたま市桜区田島9丁目31番地先							
履行期間		契約確定の日から令和4年10月31日まで							
概要		排水ポンプ2台 逆止弁2台 ポンプ制御盤1面 開閉器盤1面							
予定価格（税込）		17,963,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。							

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

		本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6230							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4468-18							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		田島ポンプ交換工事（南河R4）（ゼロ債）							
工事場所		さいたま市桜区田島4丁目32番地先							
履行期間		契約確定の日から令和4年10月31日まで							
概要		排水ポンプ2台 逆止弁2台 開閉器盤1面 ポンプ制御盤1面							
予定価格（税込）		10,439,000円							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後2時50分							
参加資格	名簿登録業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登録された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登録された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所河川整備課 電話 048-840-6230							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号		03-4487-56							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		芝川第14処理分区下水道工事（南建-R4-1004）（ゼロ債）							
工事場所		さいたま市南区大字大谷口地内							
履行期間及び工事開始期限日		工事開始日から221日間 工事開始期限日は、令和4年5月17日（火）							
概要		延長400.12m 管きょ工 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）329.30m 推進（管径200mm、硬質塩ビ管）70.82m 組立楕円マンホール3箇所 組立1号マンホール14箇所 立坑兼用マンホール（内径1200mm）1箇所（内径1500mm）2箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和4年3月10日（木）午前9時から 令和4年3月14日（月）午後5時まで							
入札書提出期間		令和4年3月15日（火）午前9時から 令和4年3月16日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月17日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月14日（月）							

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<p>・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着手方式）」の対象案件である。</p> <p>・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。</p> <p>・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。</p>							
工事担当課	<p>さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263</p>							
契約担当課	<p>さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180</p>							
契約整理番号	03-1746-4							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	大宮武道館中規模修繕（電気設備）工事							
工事場所	さいたま市見沼区堀崎町12番地36							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで							
概要	<p>高圧引込設備工事一式 受変電設備工事一式 非常用発電設備工事一式 低圧幹線設備工事一式 動力設備工事一式 電灯設備工事一式 構内交換設備工事一式 情報表示設備工事一式 音響設備工事一式 放送設備工事一式 テレビ共聴設備工事一式 I T V設備工事一式 火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式</p>							
予定価格（税込）	236,720,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	<p>令和4年3月11日（金）午前9時から 令和4年3月15日（火）午後5時まで</p>							
入札書提出期間	<p>令和4年3月16日（水）午前9時から 令和4年3月17日（木）午後5時まで</p>							
開札の場所及び日時	<p>さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月18日（金）午後1時30分</p>							
参加資格	名簿掲載業種等	<p>電気工事業 A級</p> <p>本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。</p>						
	所在地区分	<p>さいたま市内に、本店を有していること。</p> <p>本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。</p>						
	施工実績等	<p>本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。</p>						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	<p>電子配布 令和4年2月21日（月）から</p>						
	質問受付期間	<p>令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月10日（木）午後5時まで</p>						
	質問回答期日	令和4年3月15日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<p>「大宮武道館中規模修繕（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。</p>							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号							

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

	さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-1746-5							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	大宮武道館中規模修繕（機械設備）工事							
工事場所	さいたま市見沼区堀崎町12番地36							
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで							
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 自動制御設備工事一式 都市ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	275,550,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年3月11日（金）午前9時から 令和4年3月15日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月16日（水）午前9時から 令和4年3月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月18日（金）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から						
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月10日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年3月15日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	「大宮武道館中規模修繕（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-5207-87							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事							
工事場所	さいたま市浦和区領家7丁目2番1号							

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

履行期間	契約確定の日から令和5年3月17日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 受変電設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	114,730,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年3月11日（金）午前9時から 令和4年3月15日（火）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年3月16日（水）午前9時から 令和4年3月17日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月18日（金）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月10日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月15日（火）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	「さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								
契約整理番号	03-5207-88								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市浦和区領家7丁目2番1号								
履行期間	契約確定の日から令和5年3月17日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 厨房設備工事一式 ガス設備工事一式								
予定価格（税込）	241,670,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年3月11日（金）午前9時から 令和4年3月15日（火）午後5時まで								

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

入札書提出期間		令和4年3月16日（水）午前9時から 令和4年3月17日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月18日（金）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月10日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月15日（火）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		「さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（建築）工事」の仮契約が議会で否決されたときは、本件入札に関する開札を中止する。							
工事担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第303号

さいたま市の発注する「道路修繕工事（R4一般国道122号）（ゼロ債）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。
 - ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。
 - イ 一つの対象工事の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。
 - ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわた

る契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

別表

対象工事	ア 道路修繕工事（R4一般国道122号）（ゼロ債） イ スマイルロード整備工事（R4主要地方道さいたま鴻巣線）（ゼロ債） ウ 道路修繕工事（R4市道P-538号線）（ゼロ債）								
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。								
契約整理番号	03-4465-44								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	道路修繕工事（R4一般国道122号）（ゼロ債）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間及び工事開始期限日	工事開始日から180日間 工事開始期限日は、令和4年5月2日（月）								
概要	概算数量発注方式による発注 延長355.6m 幅員3.6~7.8m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）23㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）2330㎡ 中間層2330㎡ 表層2350㎡ 区画線工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後1時30分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着手方式）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号								

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

	さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							
契約整理番号	03-4465-45							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（R4主要地方道さいたま鴻巣線）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市桜区南元宿2丁目地内外							
履行期間及び工事開始期限日	工事開始日から94日間 工事開始期限日は、令和4年4月19日（火）							
概要	概算数量発注方式による発注 延長304.0m 幅員5.7m～9.7m 舗装工 路面切削16㎡ 切削オーバーレイ2060㎡ 表層2080㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から						
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着手方式）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

契約整理番号	03-4465-46							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（R4市道P-538号線）（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市緑区美園5丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和4年7月15日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長292.7m 幅員6.5~9.5m 舗装工 路面切削（切削深さt=5cm）77㎡ 切削オーバーレイ（切削深さt=12cm）2240㎡ 基層2240㎡ 表層2320㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から						
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第304号

さいたま市の発注する「暮らしの道路測量業務（市道N380号線外1路線）（ゼロ債）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	03-4456-51	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
業務名	暮らしの道路測量業務（市道N380号線外1路線）（ゼロ債）	
業務場所	さいたま市緑区大字大崎地内	
履行期間	契約確定の日から令和4年11月25日まで	
概要	測量延長0.36km 用地測量2.37ha 路線測量0.36km 道路詳細設計0.36km	
予定価格（税込）	18,293,000円	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後2時20分	
参加資格	名簿登載業務	「建設コンサルタント／道路」及び「測量／測量一般」 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	—
	業務実績等	—
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から					
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）					
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・この業務は債務負担行為が該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 					
業務担当課		さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206					
契約担当課		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180					
契約整理番号		03-4456-52					
入札方法		一般競争入札（電子）					
参加形態		単体企業					
業務名		自転車通行環境詳細設計業務（市道B88号線外10路線）（ゼロ債）					
業務場所		さいたま市桜区新開4丁目地内外					
履行期間		契約確定の日から令和4年12月16日まで					
概要		設計計画1業務 現地概略踏査5.88km 事故履歴の整理8区間 交通量調査3箇所 設計概要資料の作成9区間 現地詳細踏査8.46km 平面・横断設計5.88km 平面・横断修正設計2.58km 設計図作成5.88km 変更設計図作成2.58km 路面標示等の検討8.46km 照査8.46km 打合せ協議一式 関係機関打合せ協議3回					
予定価格（税込）		10,868,000円					
最低制限価格		設定する					
参加申請受付期間		令和4年3月3日（木）午前9時から 令和4年3月7日（月）午後5時まで					
入札書提出期間		令和4年3月8日（火）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで					
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月10日（木）午後2時30分					
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／道路 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「道路部門」の登録があること。					
	業務実績等	－					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月21日（月）から					
	質問受付期間	令和4年2月21日（月）午前9時から 令和4年3月2日（水）午後5時まで					
	質問回答期日	令和4年3月7日（月）					
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・この業務は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないとできない。
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180

さいたま市告示第305号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区植竹町一丁目143番28
- (2) 指定の年月日 令和4年2月21日
- (3) 指定の番号 第北21-021号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.72m

さいたま市告示第306号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 318 枚
 - (2) 立看板 1 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市緑区宮本2丁目16番地3
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
 - (2) 電話 048（840）6178

さいたま市告示第307号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 384枚
 - (2) 立看板 12個
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市北区本郷町1872番地
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市 都市局北部都市・公園管理事務所 管理課 都市管理係
 - (2) 電話 048（646）3178

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和4年2月21日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	単位	年月日	時間	年月日	時間	
1	見沼区	はり札	14	枚	12月23日	13:30 から 16:00	12月23日	16時00分	
2	見沼区	立看板	4	個	12月23日	13:30 から 16:00	12月23日	16時00分	
3	北区	はり札	1	枚	1月5日	12:45 から 13:00	1月5日	13時00分	
4	岩槻区、見沼区	はり札	64	枚	1月8日	9:00 から 16:00	1月8日	16時00分	
5	大宮区、中央区	はり札	53	枚	1月11日	8:30 から 15:30	1月11日	15時30分	
6	見沼区	はり札	17	枚	1月13日	13:30 から 16:00	1月13日	16時00分	
7	見沼区	立看板	1	個	1月13日	13:30 から 16:00	1月13日	16時00分	
8	北区	はり札	2	枚	1月18日	14:30 から 16:00	1月18日	16時00分	
9	西区	はり札	50	枚	1月18日	8:30 から 15:30	1月18日	15時30分	
10	岩槻区、見沼区	はり札	49	枚	1月22日	9:00 から 16:00	1月22日	16時00分	
11	北区	はり札	47	枚	1月25日	8:30 から 15:30	1月25日	15時30分	
12	北区	立看板	2	個	1月25日	8:30 から 15:30	1月25日	15時30分	
13	北区	はり札	61	枚	1月31日	13:30 から 15:45	1月31日	15時45分	
14	北区	はり札	25	枚	2月15日	14:30 から 16:30	2月15日	16時30分	
15	北区	立看板	5	個	2月15日	14:30 から 16:30	2月15日	16時30分	
16	見沼区	はり札	1	枚	2月15日	14:30 から 16:30	2月15日	16時30分	
17									
18									
19									
20									
	合 計	はり札	384	枚					
		立看板	12	個					

さいたま市告示第308号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次のとおり告示する。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

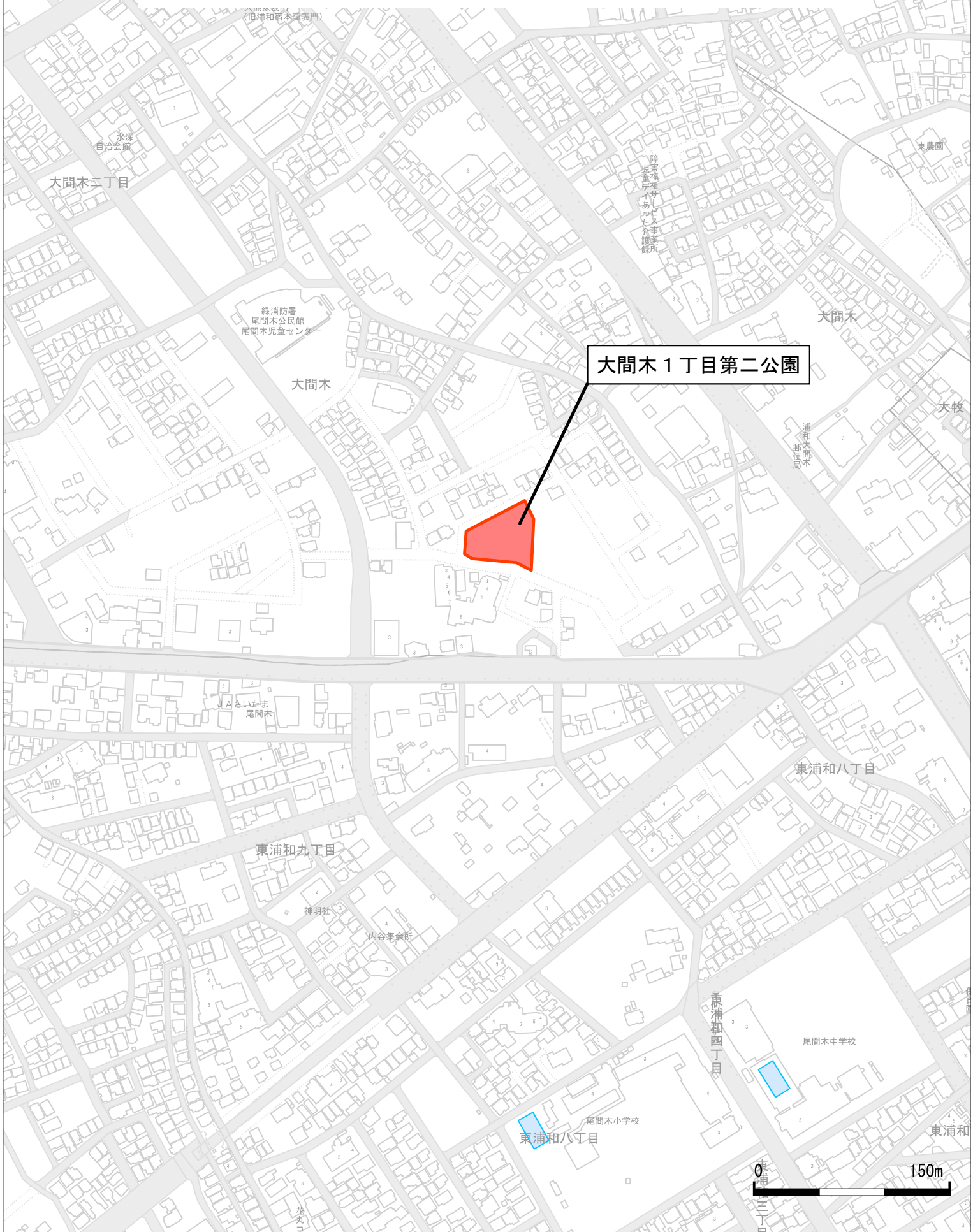
1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	大間木1丁目第二公園	内谷・会ノ谷特定土地 区画整理事業29街区	別添図面 のとおり	令和4年2月21日

案内図



公園の名称：大間木1丁目第二公園
公園の所在：内谷・会ノ谷特定土地区画整理事業29街区



大間木1丁目第二公園



さいたま市告示第309号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・市県民税 督促状
- ・固定資産税・都市計画税 督促状
- ・軽自動車税 督促状
- ・国民健康保険税 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第310号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和4年2月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 交付要求通知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1735

さいたま市告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字東新井字新田481番16

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年8月31日

第開 - N2021074号

4 検査済証番号

令和4年2月21日

第完 - N2021074号

さいたま市告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字三条町字上敷410番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年10月19日

第開 - N2021110号

4 検査済証番号

令和4年2月21日

第完 - N2021110号

さいたま市告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区土呂町二丁目99番3（第一工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区沼影一丁目13番1号

ポラストウン開発株式会社 代表取締役 中内 晃次郎

3 許可番号

令和3年12月 7日

第変-N2021112号

4 検査済証番号

令和4年 2月21日

第完1N2021112号

さいたま市告示第314号

教育用校内ネットワーク（第1区）保守業務外3件について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア 教育用校内ネットワーク（第1区）保守業務
- イ 教育用校内ネットワーク（第2区）保守業務
- ウ 教育用校内ネットワーク（第3区）保守業務
- エ 教育用校内ネットワーク（第4区）保守業務

(2) 履行場所

- ア 1(1)アの業務 さいたま市浦和区岸町4-1-29 さいたま市立高砂小学校外
- イ 1(1)イの業務 さいたま市緑区大字三室1994 さいたま市立三室小学校外
- ウ 1(1)ウの業務 さいたま市北区東大成町2-12 さいたま市立東大成小学校外
- エ 1(1)エの業務 さいたま市桜区西堀7-21-1 さいたま市立土合小学校外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「OA機器保守点検」及び業務「電算」の受注希望業務「システム保守」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。
- (5) 令和元年度以降に、学校数30校以上を対象としたGIGAスクール構想に基づく高速大容量

の校内LAN整備と同種業務の契約を地方公共団体と1件以上締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所
担当 ICT教育推進係 電話 048(836)1713

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月7日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月11日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、競争入札に付する件名ごとの返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの業務 令和4年3月16日（水）午後2時45分
- (イ) 1(1)イの業務 令和4年3月16日（水）午後3時00分
- (ウ) 1(1)ウの業務 令和4年3月16日（水）午後3時15分
- (エ) 1(1)エの業務 令和4年3月16日（水）午後3時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月16日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会事務局学校教育課教育研究所
電話 048(836)1713 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

競争入札に付する件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいた

ま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第315号

令和4年度さいたま市重複・頻回受診者等保健指導業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度さいたま市重複・頻回受診者等保健指導業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月17日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「保健・医療・診察」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の入札日において、一般社団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

(5) 過去2年間に於いて、国（独立行政法人を含む。）又は人口20万人以上の地方自治体（広域連合を含む）において、同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課

担当 レセプト給付係 電話 048（829）1275

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月18日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月22日（火）午前9時から午後4時まで

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月25日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月25日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課
電話 048（829）1253 FAX 048（829）1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課
電話 048（829）1275 FAX 048（829）1938

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第316号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年2月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区大谷場二丁目434番9
- (2) 指定の年月日 令和4年2月22日
- (3) 指定の番号 第南21-036号
- (4) 道路の幅員 6.00m
- (5) 道路の延長 48.60m

さいたま市告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月22日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市南区辻七丁目755番1、755番2、755番3、755番4、755番5、755番6、755番7、755番8、755番9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県越谷市南越谷一丁目2905番地3
中央グリーン開発株式会社 代表取締役 中内 慶太郎
- 3 許可番号
令和3年9月21日
第 開 - S 2 0 2 1 0 3 3 号
- 4 検査済証番号
令和4年2月21日
第 完 - S 2 0 2 1 0 3 3 号

さいたま市告示第318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字飯塚字本田1163番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和3年9月21日
第開-N2021089号
- 4 検査済証番号
令和4年2月22日
第完-N2021089号

さいたま市告示第319号

さいたま市立病院術野画像システム保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院術野画像システム保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」又は業務「電算」の受注希望業務「システム保守」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体から種類及び規模をほぼ同じくする業務を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室
担当 大羽 電話 048(767)7157

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月11日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月16日（水）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月23日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 3階会議室1

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月23日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室
電話 048（767）7157 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第320号

さいたま市立病院循環器画像・動画システム保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院循環器画像・動画システム保守業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」の受注希望業務「医療機器保守点検」又は業務「電算」の受注希望業務「システム保守」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日から過去2年以内に、日本国内にある500床以上の病院、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体から種類及び規模をほぼ同じくする業務を2回以上受注し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室
担当 田邊 電話 048(767)7157
 - (2) 交付期間
告示の日から令和4年3月11日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和4年3月16日（水）午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
ア 日時

令和4年3月23日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月23日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室
電話 048（767）7157 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部情報管理室及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第321号

令和4年度署活動用無線機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度署活動用無線機賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局外

(3) 数量・特質等

ア 数量 94台

イ 特質等 入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和4年6月1日から令和12年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「電気機器」内の営業種目「通信用機械器具」で登載され、かつ、市内に本店又は支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部指令課
担当 指令管理係 電話 048（833）1422

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月14日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月24日（木）午前9時から午後5時まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和4年4月5日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部指令課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月8日（金）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防庁舎4階第1調整室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた数の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月8日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部指令課

電話 048(833)1422 FAX 048(833)1482

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた数の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市消防局警防部指令課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第322号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区田島一丁目353番6
- (2) 指定の年月日 令和4年2月24日
- (3) 指定の番号 第南21-037号
- (4) 道路の幅員 4.55m
- (5) 道路の延長 4.99m

さいたま市告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区鈴谷五丁目83番1、85番3、86番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市南区南浦和二丁目12-17
社会福祉法人まあれ愛恵会 理事長 海田 英彦
- 3 許可番号
令和4年2月16日
第 変 - S 2 0 2 1 0 0 6 号
- 4 検査済証番号
令和4年2月22日
第 完 - S 2 0 2 1 0 0 6 号

さいたま市告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区大字上大久保字新田321番1、321番2、321番3、321番4、321番5、321番6、321番7、321番8、321番9、321番10、321番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目29番1号

兼六土地建物株式会社 代表取締役 鍵市 佳克

3 許可番号

令和4年1月14日

第 変 - S 2 0 2 1 0 2 4 号

4 検査済証番号

令和4年2月22日

第 完 - S 2 0 2 1 0 2 4 号

さいたま市告示第325号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和4年3月1日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
2月 19日	猫	見沼区片柳	雑種	オス	黒	3～6歳	無	負傷動物 尾曲り
2月 19日	猫	岩槻区末田	雑種	オス	茶白	5～8歳	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第326号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和4年2月7日さいたま市告示第220号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和4年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
件名 さいたま市障害者総合支援センター複合機賃貸借
- 2 中止とした理由
入札参加者がいないため。

さいたま市告示第327号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 検査対象となる特定計量器
質量計（ひょう量が500kg以下の電気式はかり及び機械式はかり）
- 2 区 域
さいたま市内全域
- 3 期 日
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 場 所
計量器の所在場所若しくは計量検査所が指定する場所

さいたま市告示第328号

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成29年4月1日から令和4年1月31日までの期間で、国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体と寝具乾燥の契約締結実績を有する者又は宿泊施設若しくは特別養護老人ホーム等の寝具類が常時必要な施設と寝具乾燥の契約締結実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
担当 上原 電話 048(829)1260

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月11日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月14日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、洗濯乾燥消毒及び乾燥消毒それぞれの1件当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日(火)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048（829）1260 FAX 048（829）1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第329号

さいたま市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業業務

(2) 履行場所

さいたま市北区本郷町971番地

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「その他の福祉サービス」若しくは「訪問介護」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 社会福祉法第2条第2項3号及び同法同条第3項第4号に規定する社会福祉事業を運営し、当該事業実績が入札日までに5年以上継続している者であること。

(5) 履行場所まで、5キロメートル圏内に上述（4）に示す社会福祉事業の事業所を1ヵ所以上設置している者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
担当 上原 電話 048(829)1260

(2) 交付期間

告示の日から令和4年3月11日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年3月14日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日（火）午前9時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年3月22日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048（829）1260 FAX 048（829）1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第330号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和4年 2月18日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 35台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/14	武蔵浦和駅	埼玉県警20-202903584	SUD031612		
2022/02/14	武蔵浦和駅	埼玉県警21-210174630	B0K59838		
2022/02/15	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6476830	S512090257		
2022/02/15	西浦和駅	埼玉県警08-8516576	LHE02108		
2022/02/17	南浦和駅西口	埼玉県警18-8414433	B7X05276		
2022/02/18	南浦和駅東口	埼玉県警10-0591226	OW07152		
2022/02/18	南浦和駅西口	埼玉県警21-214745550	A21MF14623		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/14	大宮駅東口	熊本県警Q-68836	F180681541		
2022/02/14	大宮駅西口	練馬H-51065	SUE054564		
2022/02/15	大宮駅西口	埼玉県警05-5006323	B3H08531		
2022/02/15	大宮駅西口	埼玉県警16-6211058	B5X51458		
2022/02/15	大宮駅西口	埼玉県警20-201562899	F191287291		
2022/02/15	大宮駅西口	埼玉県警19-193543600	SVTD00229		
2022/02/17	大宮駅東口	埼玉県警20-200029038	QS9LG1159		
2022/02/17	大宮駅東口	埼玉県警19-193252265	SD18120399		
2022/02/17	大宮駅西口	埼玉県警21-214306735	A21AG00270		
2022/02/17	宮原駅西口	埼玉県警21-214608553	V210408342		
2022/02/18	大宮駅東口	埼玉県警18-8240497	GA6J62542		
2022/02/18	大宮駅東口	亀有J-51209	S7G220837		
2022/02/18	大宮駅東口	埼玉県警16-6321799	A16AA23895		
2022/02/18	大宮公園駅	埼玉県警21-213609530	CT8D00201		
2022/02/18	大宮公園駅	不明	F070109993		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/14	浦和駅東口	光が丘D-18666	T0A01130		
2022/02/14	浦和駅東口	埼玉県警13-3557693	A13AK42440		
2022/02/14	北浦和駅西口	埼玉県警20-201438209	NI10104		
2022/02/14	北与野駅	埼玉県警19-193548318	1YC6148		
2022/02/14	南与野駅	愛知県警21-ヤ-41100	G200509197		
2022/02/15	北浦和駅西口	不明	TC3HF145		
2022/02/17	浦和駅西口	埼玉県警14-4551711	LCN1006176		
2022/02/17	北浦和駅西口	埼玉県警17-7427783	H6J40629		
2022/02/17	北浦和駅西口	不明	F201H64489		
2022/02/18	浦和駅西口	埼玉県警22-220652416	XL20112200		
2022/02/18	北浦和駅東口	埼玉県警20-204496978	STTEL00716		
2022/02/18	北浦和駅西口	不明	F20871385		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/02/15	岩槻駅	埼玉県警20-202974546	SUF006128		

合計: 35台

さいたま市告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称 (氏 名)	所 在 地	開設者名	指定年月日
くらかず眼科	さいたま市見沼区南中丸680	倉員 敏明	R04.01.11
ステーションクリニック東大宮	さいたま市見沼区東大宮4-1-2 1階	峰岸 真史	R03.12.12
さいたま北クリニック	さいたま市北区宮原町2-103-30	医療法人社団 三世会	R04.02.01
医療法人COSMOS 大竹歯科クリニック	さいたま市大宮区桜木町2-297-1 桜ビル1階 101号室	医療法人COSMOS 大竹歯科クリニック	R03.11.01
大和田駅前朝霧歯科クリニック	さいたま市見沼区大和田町2-1316-1 細沼第2ビル2階	朝霧 志保	R04.02.01
コンパス訪問看護岩槻	さいたま市岩槻区東岩槻1-2-3 YCビル202	リハプライム株式会社	R04.01.01
ふわふわ訪問看護ステーション	さいたま市南区文蔵4-26-3 コーポ美竹101号	株式会社Heart City	R04.01.01
かたやまクリニック 訪問看護ステーション レモン	さいたま市緑区美園5-43-15	医療法人片山会	R03.09.01
訪問看護ステーションいつき桜	さいたま市桜区下大久保760 風見鶏グランドハイツII107	株式会社ハートヴィレッジ	R03.09.01
ドラッグセイムス見沼風渡野薬局	さいたま市見沼区風渡野248	株式会社富士薬品	R04.01.04

さいたま市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
とくみつ内科クリニック	名称変更	医療法人 南浦和高崎医院	とくみつ内科クリニック	R04.01.05

さいたま市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	辞退年月日
ステーションクリニック東大宮	さいたま市見沼区東大宮 4-1-2 1階	R04.01.08

さいたま市告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
大島内科クリニック	さいたま市浦和区常盤 9-31-8	R03.10.31
かぶたん歯科	さいたま市岩槻区本町 3-11-2 森庄ビル 2階 (2-3)	R04.01.31
マミー歯科	さいたま市桜区西堀 7-22-30	R01.10.01
高野歯科医院	さいたま市桜区上大久保 205-5	R01.05.31

さいたま市告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（新規）

名 称	所 在 地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ひばり薬局 鈴谷店	さいたま市中央区鈴谷6-8-18	株式会社ケアプランニング	居宅療養管理指導	R04.01.01
ひばり薬局 鈴谷店	さいたま市中央区鈴谷6-8-18	株式会社ケアプランニング	介護予防居宅療養管理指導	R04.01.01

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

さいたま市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
介護プランすずのき大宮	所在地変更	さいたま市北区東大成町2-254-1	さいたま市北区東大成町2-255	居宅介護支援	R04.01.11
ペディモアてまり	名称変更	ペディモアてまり	ペディモアてまり	地域密着型通所介護	H30.06.01
ペディモアてまり	所在地変更	さいたま市見沼区小深作186-5	さいたま市岩槻区上野6-8-14	地域密着型通所介護	R02.04.01
アイン薬局 南浦和店	名称変更	あけぼの薬局	アイン薬局 南浦和店	居宅療養管理指導	R03.11.01
アイン薬局 南浦和店	名称変更	あけぼの薬局	アイン薬局 南浦和店	介護予防居宅療養管理指導	R03.11.01
むさしのケア	所在地変更	さいたま市中央区上落合3-13-26 TOP与野 第3 227	さいたま市桜区上大久保893-9 ひまわりハイツ202	居宅介護支援	R03.03.12

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

さいたま市告示第337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（休止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
ひだまり訪問看護ステーション	さいたま市北区日進町3-136-2 ヴェリス宮原101	訪問看護	R03.10.08
ひだまり訪問看護ステーション	さいたま市北区日進町3-136-2 ヴェリス宮原101	介護予防訪問看護	R03.10.08

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

さいたま市告示第338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（廃止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
かぶたん歯科	さいたま市岩槻区本町3-11-2 森庄ビル2階（2-3）	居宅療養管理指導	R04.01.31
かぶたん歯科	さいたま市岩槻区本町3-11-2 森庄ビル2階（2-3）	介護予防居宅療養管理指導	R04.01.31

さいたま市告示第339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
相川 哲野	-	相川治療院	さいたま市北区宮原町2-78-18 マンションページ2 203	R04.02.01

さいたま市告示第340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から廃止の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	廃止年月日
清水 健矢	-	はっとりはりきゅう接骨院(上落合院)	さいたま市中央区上落合3-10-2-101	R03.12.31

さいたま市告示第341号

さいたま市の発注する「滝沼川第2遊水地ポンプ交換工事（北河R4）（ゼロ債）」ほか1件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合セン

ターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	03-4368-28	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	滝沼川第2遊水地ポンプ交換工事（北河R4）（ゼロ債）	
工事場所	さいたま市西区大字指扇領別所地内外	
履行期間	契約確定の日から令和5年2月28日まで	
概要	排水ポンプ（ $\phi 300 \times 10.5 \text{ m}^3/\text{min} \times 3\text{m} \times 11\text{kW}$ ）1台（ $\phi 80 \times 1 \text{ m}^3/\text{min} \times 5\text{m} \times 2.2\text{kW}$ ）2台 排水ポンプ機側盤（屋外自立型、ポンプ11kW×1台、ポンプ2.2kW×2台）1面 遠方監視制御盤（屋外自立型）1面	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年3月10日（木）午前9時から 令和4年3月14日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年3月15日（火）午前9時から 令和4年3月16日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月17日（木）午後1時40分	
参加資格	名簿登載業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

		下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月28日（月）から
	質問受付期間	令和4年2月28日（月）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで
	質問回答期日	令和4年3月14日（月）
保証金及び支払方法	入札保証金	免除 契約保証金 要 前金払 有 部分払 有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は債務負担行為が当該案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。 	
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3230	
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180	
契約整理番号	03-4368-27	
入札方法	一般競争入札（電子）	
参加形態	単体企業	
工事名	東岩槻6丁目ポンプ交換工事（北河R4）（ゼロ債）	
工事場所	さいたま市岩槻区東岩槻6丁目地内	
履行期間	契約確定の日から令和4年11月30日まで	
概要	排水ポンプ（φ300×6.3m ³ /min×9.5m×18.5kW）2台 排水ポンプ制御盤（屋外自立型、ポンプ18.5kW×2台）1面 ポンプ井水位計（警報設定器指示計含）1台 引込開閉器盤（屋外壁掛型）1面	
予定価格（税込）	事後公表	
最低制限価格	設定する	
参加申請受付期間	令和4年3月10日（木）午前9時から 令和4年3月14日（月）午後5時まで	
入札書提出期間	令和4年3月15日（火）午前9時から 令和4年3月16日（水）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和4年3月17日（木）午後1時50分	
参加資格	名簿登載業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	—

さいたま市告示一覧（令和4年2月16日から同月28日まで）

設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和4年2月28日（月）から							
	質問受付期間	令和4年2月28日（月）午前9時から 令和4年3月9日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和4年3月14日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和4年4月1日以降でないといけない。 ・本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3230								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第342号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公示する。

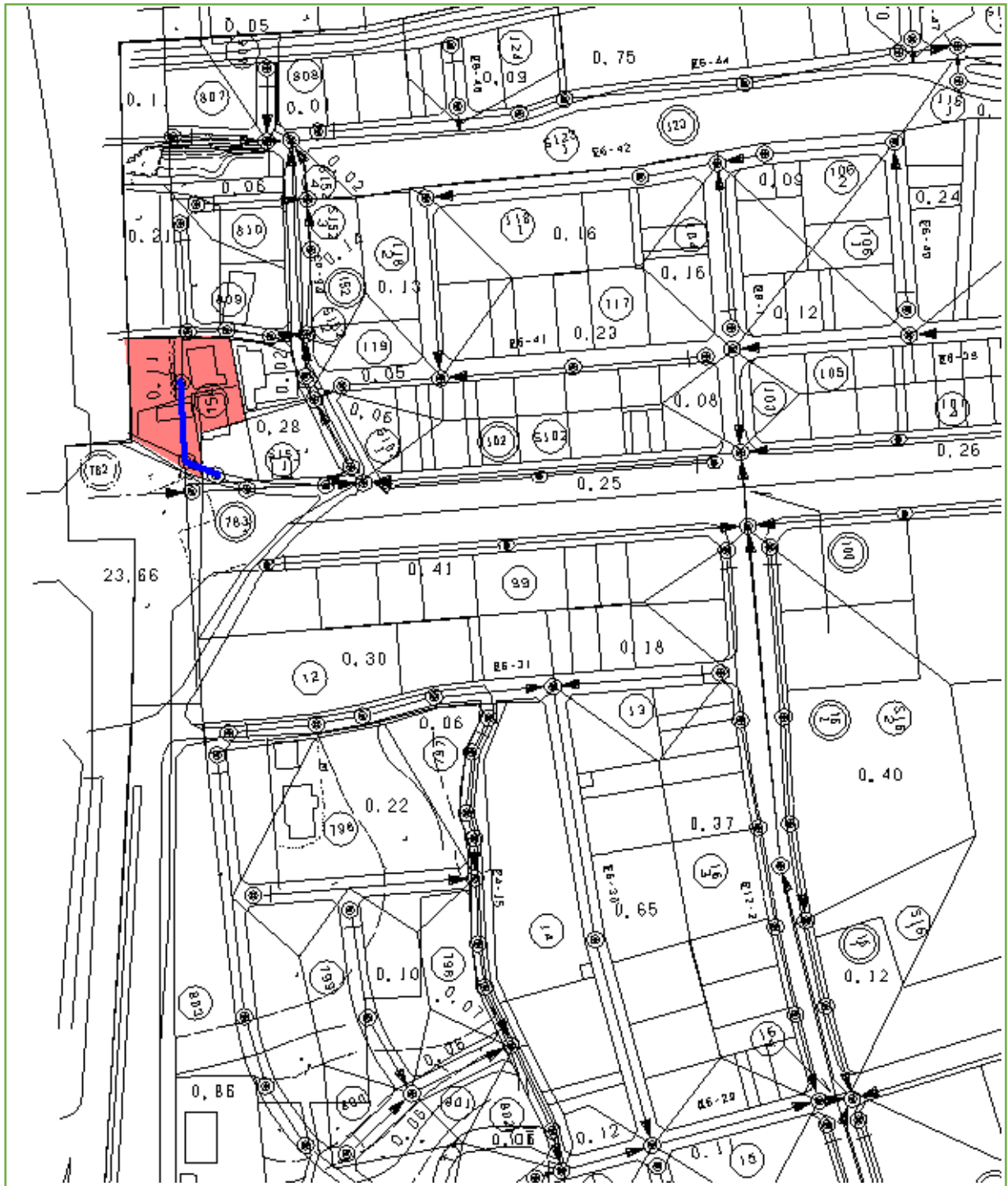
なお、関係図面は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 供用及び下水道の処理を開始する年月日
令和4年3月1日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
緑区大字下野田の一部
- 3 公示面積
0.11ha
- 4 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
中川流域下水道中川水循環センター

区画割平面図



工事名 : 公共下水道工事 (単契南建-R3-502)

処理面積 : 0.11ha

さいたま市告示第343号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更する一般競争入札

(1) 令和4年2月21日さいたま市告示第302号

- ア 契約整理番号 03-4465-47
工事名 スマイルロード整備工事（R4市道第10号線）（ゼロ債）
- イ 契約整理番号 03-4456-50
工事名 鈴谷歩道橋補修工事（ゼロ債）
- ウ 契約整理番号 03-4468-17
工事名 田島ゲートポンプ交換工事（南河R4）（ゼロ債）
- エ 契約整理番号 03-4468-18
工事名 田島ポンプ交換工事（南河R4）（ゼロ債）
- オ 契約整理番号 03-4487-56
工事名 芝川第14処理分区下水道工事（南建-R4-1004）（ゼロ債）
- カ 契約整理番号 03-1746-4
工事名 大宮武道館中規模修繕（電気設備）工事
- キ 契約整理番号 03-1746-5
工事名 大宮武道館中規模修繕（機械設備）工事
- ク 契約整理番号 03-5207-87
工事名 さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事
- ケ 契約整理番号 03-5207-88
工事名 さいたま市立針ヶ谷小学校（1-1、-2、-3・3・30棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事

(2) 令和4年2月21日さいたま市告示第303号

- ア 契約整理番号 03-4465-44
工事名 道路修繕工事（R4一般国道122号）（ゼロ債）
- イ 契約整理番号 03-4465-45
工事名 スマイルロード整備工事（R4主要地方道さいたま鴻巣線）（ゼロ債）
- ウ 契約整理番号 03-4465-46
工事名 道路修繕工事（R4市道P-538号線）（ゼロ債）

2 変更する箇所

「

その他	
-----	--

」欄に「本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。」を追加する。

さいたま市告示第344号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更する一般競争入札

(1) 令和4年2月21日さいたま市告示第304号

ア 契約整理番号 03-4456-51

業務名 暮らしの道路測量業務（市道N380号線外1路線）（ゼロ債）

イ 契約整理番号 03-4456-52

業務名 自転車通行環境詳細設計業務（市道B88号線外10路線）（ゼロ債）

2 変更する箇所

「

その他	
-----	--

」欄に「本業務は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。」を追加する。

さいたま市告示第345号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和4年2月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区西堀六丁目918番1
- (2) 指定の年月日 令和4年2月28日
- (3) 指定の番号 第南21-038号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 17.74m